（防護管理者定期講習業務の引継ぎ）

第百三十一条　登録防護管理者定期講習機関は、法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　防護管理者定期講習業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

二　防護管理者定期講習業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

三　その他原子力規制委員会が必要と認める事項

（公示）

第百三十二条　原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一　法第三十八条の三において読み替えて準用する法第三十六条の二第一項の登録をしたとき。	一　登録防護管理者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二　防護管理者定期講習業務の内容 三　防護管理者定期講習業務を行う事業所の所在地 四　登録した年月日
二　法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があったとき。	一　登録防護管理者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二　変更する事項 三　変更する年月日
三　法第四十一条の四十五の規定による届出があったとき。	一　登録防護管理者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二　休止し、又は廃止する防護管理者定期講習業務の範囲 三　防護管理者定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　防護管理者定期講習業務の全部又は一部を休止する場合にあっては、その期間
四　法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は防護管理者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録防護管理者定期講習機関の氏名又は名称及び住所 二　登録を取り消し、又は防護管理者定期講習業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　防護管理者定期講習業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた防護管理者定期講習業務の範囲及びその期間